

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 27 年 4 月 10 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 古 沢 時 衛  
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成 26 年 5 月 20 日（神奈川県公報号外第 33 号）監査委員公表第 8 号で公表した特定事務監査の結果に関する報告に記載した要改善事項 3 事項のうち措置が未済であった 2 事項。なお、他の 1 事項の措置については、平成 26 年 8 月 1 日（神奈川県公報定期第 2604 号）監査委員公表第 13 号で公表済み。

2 監査の結果及び講じた措置の内容

機関名	監査の結果	措置の内容
環境農政局	<p>（要改善事項）</p> <p>循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たっての留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。</p>	<p>要改善事項については、会計かながわ 223(平成 27 年 2 月)の中で、不用物品の売払い時の環境保全上の留意点等を庁内に周知した。</p> <p>今後も各所属からの個別相談に応じ、適正処理を前提とした循環的利用の取組を推進していくこととする。</p>
会計局	<p>（要改善事項）</p> <p>循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たっての留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。</p>	<p>要改善事項については、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品の売払いについて、先行事例を調査し、売却に当たっての留意点等を会計かながわ 223(平成 27 年 2 月)により庁内に周知した。</p>